

# 県育成品種の保護に関するパンフレット



柿「福岡K1号」(秋王)



イチジク「とよみつひめ」

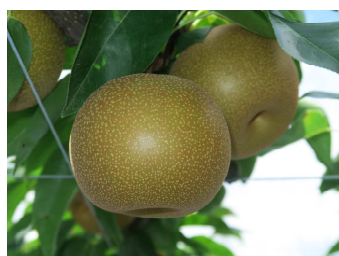
イチゴ「福岡S6号」(あまおう)



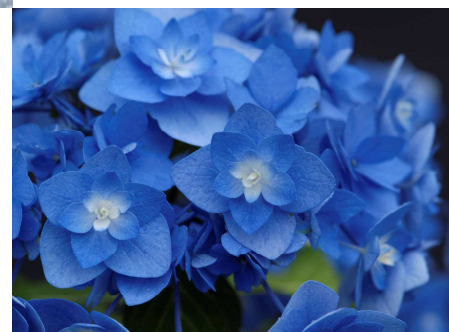
水稻「元気つくし」



小麦「ちくしW2号」  
(ラー麦)



梨「玉水」



アジサイ「筑紫の風」

～福岡県内の農業者の皆様へ～

## ルールを守って県育成品種を育てましょう

- ✓ 種や苗はJAなど**正規の販売元**で購入してください
- ✓ 種や苗の購入時に**利用条件**を確認してください
- ✓ 種や苗は第三者に**譲渡しない**でください

※これらを遵守しない場合、種苗法違反で罰せられることがあります。

# 意外と知らない、育成者の権利。



## 育成者権って何？



「甘うい」平成28年3月31日 品種登録

＜登録品種の権利保護期間＞

米や野菜などでは品種登録から**25年間**、  
果樹などの永年性作物では品種登録から  
**30年間**（平成17年6月17日以降に登録  
された品種）です。

### ■育成者の権利が生まれるまで

新しい品種を開発（育成）した人は、その品種を**国に登録（品種登録）**することができ、一定期間権利を独占できます。（左記参照）

- 登録された品種を**登録品種**と言います。
- 発生する権利を**育成者権**と言います。

### ■無断でやってはいけないこと

- ① **種や苗をつくること**（増殖すること）
  - ② 種や苗を**譲渡**したり**輸出**したりすること
  - ③ 指定された**地域外で栽培**すること
- 注）種や苗が無断で増殖されたり無断で譲渡されたりした場合には、その収穫物や加工品の販売が差し止められることがあります。



## 自分で種や苗を増やせる？

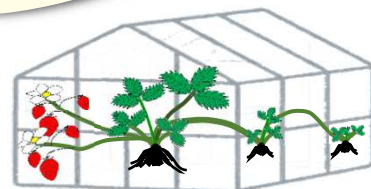
### ■福岡県が育成した品種の場合

＜次のルールを守ってください。＞

- ① 種や苗は**正規の販売元**から購入してください。
- ② 種や苗の購入時に**利用条件**を確認してください。（第三者への譲渡禁止など）
- ③ 利用条件を遵守する生産者に限り、**自己の経営内でのみ**種や苗を増やすことが認められています。

福岡県は、利用条件を守っていただける方だけに、自己の経営内で種や苗を増やすことを許可しています。

増やした種や苗は譲渡しないでください。



無断栽培にならないために。



## 種や苗はどこで買う？

- 福岡県と**契約をした農業関係団体や種苗業者**だけが種や苗を作ったり売ったりすることができます。
- 種や苗を正規の販売元以外から買ったりもらったりして栽培すると、**無断栽培**になるおそれがあります。

主な県育成品種（一例）

品種	正規の販売元	購入できる人
水稲「元気つくし」 水稲「夢つくし」※ 小麦「ちくしW2号」(ラー麦)	福岡県米麦品質改善協会が種子を提供しているJA等	福岡県内の生産者
いちご「福岡S6号」(あまおう)	福岡県内の各JA	
いちじく「とよみつひめ」 柿「福岡K1号」(秋王) キウイフルーツ「甘うい」 梨「玉水」	福岡県苗木農業協同組合 福岡県内の各JA	

※「夢つくし」ブランドについて

- 「夢つくし」は権利の保護期間が満了していますが、ブランドを維持するため、**県外の生産者**には種子を提供できません。
- また、福岡県以外の都道府県では「夢つくし」として**農産物検査**を受検することができません。



## これってどうなの？

Q

県内の農業者から**余った苗や穂木**をもらうのは構いませんか？

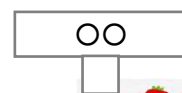


A

自分で増やした苗や穂木を他人に譲渡する行為は、原則**法律違反**となります。もらって栽培すれば、**無断栽培**になるおそれがあります。

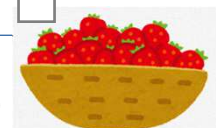
Q

獲れた果実を**自分の好きな名前**で売っていいですか？



A

「あまおう」など、品種によっては**販売名を指定**しているものもあります。**誓約書**をご確認ください。



# 権利保護にご協力を。



## 「おや？」と思ったらご連絡を

次のような行為を見かけたら、福岡県農林産物知的財産権センターへご連絡ください。

- ① 福岡県育成品種の種や苗が市販されている
- ② 福岡県育成品種の収穫物が他県産として販売されている
- ③ 福岡県育成品種が福岡県外で栽培されている
- ④ 福岡県育成品種の種や苗が海外に持ち出されている



### ■教えてほしい情報（可能な範囲で）

- ① 通報者ご本人の連絡先
- ② 作物・品種名
- ③ 種苗か収穫物か
- ④ 発見場所（インターネットの場合、ページのURL※）
- ⑤ 時期、数量
- ⑥ 通報の内容（種や苗が販売されている、県外で栽培されている など）

※ウェブページの場所を指定するアドレスのこと

### ■不正に対する措置

- ① 種苗及び収穫物の廃棄を求めます。
- ② 場合によって、損害賠償を請求いたします。
- ③ さらに悪質な場合は、刑事告訴いたします。

## 福岡県農林産物知的財産権センター

〒818-8549 筑紫野市大字吉木587  
福岡県農林業総合試験場 企画部 知的財産活用課

 092-924-2986

FAX 092-924-2981

✉ chizai@farc.pref.fukuoka.jp

公式Webサイト <http://farc.pref.fukuoka.jp/>